

## 受験の際特別な配慮を必要とする場合

下表に該当する志願者は、出願1か月前までに必ず入試部 アドミッションセンターへ連絡してください。

区分	特別措置の対象となる者
(1) 視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字による教育を受けている者</li> <li>・両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度の者</li> <li>・視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度の者</li> <li>・上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者</li> </ul>
(2) 聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者</li> <li>・補聴器または人工内耳の装用が必要な者</li> <li>・上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者</li> </ul>
(3) 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体幹の機能障害により座位を保つことができない者または困難な者</li> <li>・両上肢の機能障害が著しい者</li> <li>・上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者</li> </ul>
(4) 病弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度の者またはこれに準ずる者</li> </ul>
(5) 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者</li> </ul>
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)～(5)の区分以外の者で配慮を必要とする者(車椅子等の使用が必要な者等)</li> </ul>

入試部 アドミッションセンター TEL 0422-36-3273